

保 発 0730 第 5 号
年 発 0730 第 1 号
令 和 8 年 7 月 30 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長
厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

本邦において雇用された外国公館職員に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用について（通知）

本邦において雇用された外国公館職員に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用については、これまで「在本邦外国公館の雇傭する日本人職員に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用について」（昭和 30 年 7 月 25 日厚生省発保第 123 号の 2 各都道府県知事宛て厚生省保険局長通知。以下「旧通知」という。）のとおり取り扱っていたが、今般、本邦における外国公館については、健康保険法及び厚生年金保険法の適用の対象とし、令和 10 年 4 月 1 日より施行することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。なお、旧通知に定めるところにより、既に健康保険及び厚生年金保険の適用を受けている者の取扱いについては変更ないことを念のため申し添える。

追って、旧通知は同日をもって廃止すること、また、本通知については、外務省とも協議済みであることも併せて申し添える。